

特定健康診査に係る診療情報提供事業のQ&A

Q	A
---	---

診療情報提供用紙について

1	市から対象者への診療情報提供用紙の送付時期は？	戸田市・蕨市：令和6年12月10日発送予定である。 (実施期間：令和6年12月から令和7年2月まで)
2	診療情報提供用紙は、医療機関で保管するの か？	診療情報提供用紙の原本を市に提出いただき、コ ピーを医療機関で保管していただく。保存期間は5 年とする。
3	診療情報提供用紙をなくした場合、再発行でき るか？	再交付はできるが、医療機関に送付した未記入 の診療情報提供用紙を使用して受け付けていただ きたい。本人が再交付を希望する場合には、交付 方法は2種類。 ①本人確認できるものを持って市役所に来庁した場 合→その場で再発行 ②電話の場合→2、3日後に本人（希望があれば医 療機関）の元に届く
4	未記入の診療情報提供用紙を各医療機関に 設置するか？	各1部ずつ送付しますので、コピーいただきお使いい ただか、必要があればご連絡いただきたい。

情報提供料について

5	蕨市から医療機関へ支払われる手数料2,800円について。	医療機関へ支払われる2,800円（消費税込）の手数 料は、情報提供料という位置づけ。 身長・体重の測定は、再診時に医師が必要と判断す れば、基本診療・再診料の中で含まれることになる。 診療としての対象かどうかは医師の判断。
6	再発行した診療情報提供用紙を持って、誤って 本人が2つの医療機関に持っていった場合は、 手数料は支払われるのか？	費用は支払われる。ただし、市から医療機関へ問い 合わせがいく可能性がある。

データの記入について

7	診療情報提供用紙に記載する受診券整理番号について。	受診券整理番号は、特定健診の番号をあらかじめ記載して発送する。 医療機関に送付した未記入の診療情報提供用紙を使用する場合には、空欄でも可。
8	検査項目のうち、血糖は、「空腹時血糖」「HbA1c」「随時血糖」すべて記載がないと有効とはならないか？	いずれかの記載で差し支えない。
9	検査項目のうち、脂質は、「中性脂肪」「HDLコレステロール」「LDLコレステロール」「non-HDLコレステロール」すべて記載がないと有効とはならないか？	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールについては必須。ただし、中性脂肪が400mg/dl以上または食後採血の場合はLDLコレステロールに代えてnon-HDLコレステロールでも可。
10	提供される診療情報は、いつからいつまでの検査データが有効か？	医師の総合判断日から3か月以内かつ令和6.4.1から令和7.3.31までの日付の検査データが有効である。 なお、基本項目の実施が複数日にまたがる場合は、最初に行われた検査実施日と最後に実施された医師の総合判断日までの間は3か月以内とすること。
11	診療情報提供用紙に記載する検査データは、他の医療機関で受診したデータを記載しても構わないか？	医師の判断による。ただし、検査データを患者が記入することはできない。
12	診療情報提供用紙の記入票と貼りつけシートの使用方法について。	どちらを使用しても構わない。貼りつけシートに貼付した検査データのみで基本項目が不足する場合、別で検査をしていればそのデータを記入票に記載することで、記入票と貼りつけシートを併せてすべての項目を満たせば有効なデータとなる。なお、検査項目が複数日となる場合は、Q&Aの10を参考にすること。
13	診療情報提供用紙の貼りつけシートに貼付する検査結果データは複数枚貼付してもよいか？	貴見のとおり。検査データを複数枚貼付し同一の検査項目が複数ある場合、有効とする検査項目等に丸等の印をつけること。印がない場合は、最新のデータを有効の検査項目として取り扱う。

データが不足する場合について

14	情報提供の同意があっても、診療情報が特定健診の項目を満たさない場合は、データの提供はできないということか。	貴見のとおり。
----	---	---------

15	かかりつけ医から提供された情報提供用紙に医師名、判断基準チェック等の記入漏れがあった場合、データとして有効ではないのか？	診療情報提供用紙に記入漏れがあれば市から医療機関へ照会し、記入する。
16	患者の同意の下、医療機関で受け取った情報提供用紙について、不足項目のため提出出来なくなった場合、用紙は返却することになるのか	貴見のとおり。医療機関から本人へ返却をお願いしたい。
17	腹囲等は、再診料等となると思うが、採血や採尿をしていない場合はどうすればよいのか	医師の判断で、診療上検査が必要と思われる場合には、保険診療もあり得る。しかし、情報提供用紙の記載をするためだけに自由診療で検査をする必要はない。
18	一般的に健康診断に対する健康保険の使用はできないと考えるが、診療情報提供用紙に不足項目があり、対象者が検査を希望した場合は、不足項目について健康保険を使用しても構わないという考え方でいいのか？ また、行った検査については、傷病名を付けなくても返戻はされないか？	ご指摘のとおり、健康診断は保険適用外のため、この事業のためだけに行う検査に健康保険は使えない。 本事業は、医療機関がもともと保有している診療情報を提供用紙に記載いただくことを原則としており、この事業のためだけに患者様に費用が発生することがないように、ご配慮いただきたい。 血液検査や尿検査については、傷病名から考えてデータを保有されているケースが多いと思うが、もし保有していない場合は、たまたまその日の診療で予定されていた場合や、症状から見て検査を要する場合など、通常の保険診療として実施した際には、提供用紙にもご記入いただきたい。 また、「身長、体重、腹囲、血圧、問診項目」などの項目については、再診料の範囲内として、取り扱っていただきたい。

その他

19	提出した診療情報提供用紙のデータは、来年度の特健健診等の受診券に前年度のデータとして記載されるか？(今年度の特健健診等を未受診の場合)	貴見のとおり。 (特健健診を受診したものとして扱う)
----	---	-------------------------------